

桶川市体育施設  
指定管理者募集要項

桶川市教育委員会

# 桶川市体育施設指定管理者募集要項

## 目 次

1	施設の概要	1
(1)	施設の目的	1
(2)	業務内容	1
(3)	対象とする体育施設の規模等	1
2	管理の基準	2
3	管理業務の範囲及び具体的内容	3
4	管理に要する経費	5
(1)	利用料金に関する事項	5
(2)	指定管理料	5
(3)	行政財産使用料	6
(4)	管理口座と区分整理	6
5	指定管理者の指定の予定期間	6
6	指定管理者と市とのリスク分担の考え方	7
7	業務の継続が困難になった場合における措置に関する事項	9
8	物品等の帰属及び管理	9
9	申請資格	10
10	申請の際に提出すべき書類	11
11	選定の基準	13
12	募集手続	14
13	協定	16
(1)	基本協定	16
(2)	年度協定	16
14	その他	17
(1)	障害者・高齢者の雇用について	17
(2)	市内事業者の活用	17
(3)	既存臨時職員の雇用について	17
(4)	施設の安全確保	17
(5)	ごみの搬出について	17
(6)	事業報告等について	17
(7)	インボイス制度への対応	17
(8)	指定の取消等について	17
(9)	指定期間の満了・取消しによる引継ぎ	18
(10)	人権への配慮について	18
15	問合せ先	18

- 【別添】 桶川市体育施設指定管理者業務仕様書
- 【別添】 桶川市体育施設設置管理条例別表
- 【別添】 桶川市体育施設管理規則別表
- 【別添】 桶川市体育施設年間事業計画調整運用基準
- 【別添】 桶川市体育施設年間事業計画調整運用基準後の調整内規

【別紙】

- ・別紙 1 人員配置基準①
- ・別紙 2 人員配置基準②
- ・別紙 3 施設維持管理業務一覧
- ・別紙 4 施設の改築・修繕等の実施区分
- ・別紙 5 主な公的事業一覧
- ・別紙 6－1 管理運営業務(桶川サン・アリーナ)
- ・別紙 6－2 管理運営業務(桶川市新小針領家グラウンド)
- ・別紙 6－3 管理運営業務(桶川市舎人スポーツ・パーク)
- ・別紙 6－4 管理運営業務(桶川市総合運動場)
- ・別紙 7 清掃業務マニュアル
- ・別紙 8 警備業務マニュアル

【資料】

- ・資料 1 「体育施設案内図・平面図等」
- ・資料 2 「桶川市体育施設収支決算書」
- ・資料 3 「体育施設利用件数及び利用人数」
- ・資料 4 「体育施設利用料金収入額」
- ・資料 5 「桶川市体育施設物品一覧」
- ・資料 6 「トレーニング室設置器具一覧」

【様式】

- ・様式 1 「桶川市体育施設指定管理者指定申請書」
- ・様式 2 「桶川市体育施設指定管理者事業計画書」
- ・様式 3 「募集要項の内容等に関する質問書」
- ・様式 4 「桶川市体育施設指定管理者指定申請辞退届」

## 1 施設の概要

### (1) 施設の目的

市民のスポーツ及びレクリエーションの普及推進を図るとともに、心身の健全な発達と明るく豊かな生活形成に寄与すること。

### (2) 業務内容

- ① 体育施設の利用の許可、変更及び許可の取り消しに関する業務
- ② 体育施設及び設備の維持管理に関する業務
- ③ 体育施設の利用に係る料金の納入、減免及び還付に関する業務
- ④ 体育施設の設置目的である、市民のスポーツ及びレクリエーションの普及推進のために教育委員会が必要と認めるスポーツ振興事業等に関する業務
- ⑤ その他体育施設の運営に関して教育委員会が必要と認める業務

### (3) 対象とする体育施設の規模等

#### ① 桶川サン・アリーナ

経緯	供用開始年月日：平成3年6月2日
所在地	桶川市下日出谷西二丁目4番地の1
施設の規模	鉄筋コンクリート造 一部鉄骨造 3階建 建築面積 6,457.16 m <sup>2</sup> 敷地面積：17,000 m <sup>2</sup> 延床面積 8,483.03 m <sup>2</sup> 駐車場 167台（自転車200台）
施設の内容	メインアリーナ、サブアリーナ、柔道場、剣道場、弓道場、卓球場、トレーニング室、幼児トレーニング室、会議室、研修室等

#### ② 桶川市新小針領家グラウンド

##### A面

経緯	供用開始年月日：平成20年8月23日
所在地	桶川市大字小針領家939番地（元荒川水循環センター 荒川左岸北部支社 天蓋上部）
施設の規模	敷地面積：19,862.75 m <sup>2</sup> 管理棟 1棟（プレハブ）、物置 1棟、駐車場 26台（場内5台、敷地外21台）、トイレ ※土地は埼玉県から使用貸借している。芝生式
施設の内容	サッカー1面（少年サッカー2面）

## B面

経緯	供用開始年月日：平成24年4月1日
所在地	桶川市大字小針領家939番地
施設の規模	敷地面積：9,446.3 m <sup>2</sup> 駐車場 24台、物置 2棟 トイレ（汲み取り）3基 水道2基 ※土地は埼玉県から使用貸借している。
施設の内容	少年サッカー1面 少年野球・ソフトボール1面

## ③桶川市舎人スポーツ・パーク

経緯	供用開始年月日：平成3年4月1日
所在地	桶川市赤堀一丁目1番
施設の規模	敷地面積：13,828 m <sup>2</sup> 管理棟（事務所）1棟 駐車場 70台
施設の内容	ハードコートテニスコート 8面 クレーコート 2面 フットサルコート 2面

## ④桶川市総合運動場

経緯	供用開始年月日：昭和44年3月24日
所在地	桶川市大字川田谷7528番地の7
施設の規模	敷地面積：92,156 m <sup>2</sup> （使用可能面積65,000 m <sup>2</sup> ） トイレ（汲み取り）1棟 物置（プレハブ）2棟 駐車場 200台、水道 2基 ※土地は国（国土交通省）から使用貸借している。
施設の内容	軟式野球 4面（マウンド付 2面） ソフトボール 8面可

## 2 管理の基準

## (1) 利用時間

- ① 桶川サン・アリーナ 午前9時から午後10時まで
- ② それ以外の施設 5月1日から8月31日まで 午前7時から午後7時まで  
その他の日 午前8時から午後5時まで
- ③ 教育委員会の承諾を得て利用時間を変更することができる。

## (2) 休業日

① 1月1日から1月3日まで及び12月29日から12月31日まで

② 指定管理者は、教育委員会の承認を得て休業日を変更し、又は臨時に休業日を定めることができる。

(3) 桶川市体育施設設置管理条例（昭和63年条例第1号）ほか関係法令等を遵守すること。

## (4) 個人情報の保護

指定管理者は、対象とする体育施設（以下「本施設」という。）の管理を行うに当たって個人情報を取り扱う場合については、個人情報の保護のために、市の施策に準じた措置を講じること。

## (5) 情報セキュリティ対策

施設の管理運営に伴う情報資産（情報及び情報システム）について、必要な情報セキュリティ対策を講じ、適切な体制を整えること。

## (6) 情報公開

指定管理者は、本施設の管理に関して保有する情報の公開に関し、市の施策に準じた措置を講じること。

## (7) 業務の一括委託の禁止

指定管理者は、業務の全部又は主要な部分を第三者に請け負わせてはならない。ただし、一部業務について、教育委員会が認めた場合は委託することができる。

## (8) 危機管理に関すること

緊急時対策、防犯防災対策、事故防止対策や事故発生時の緊急連絡体制について、マニュアル等を作成し職員に指導を行うとともに、防災訓練を実施すること。

防火管理者の資格を有する者を置くこと。

災害等の緊急事態が発生した場合には、被害が最小になるように初期消火活動、避難誘導、重要物件の搬出等、迅速かつ最善の対応をとるとともに、直ちに教育委員会に報告すること。

## (9) 環境への配慮

本市では、脱炭素社会の実現に向け、「桶川市ゼロカーボンシティ宣言」を表明していることから、省エネルギーの徹底と温室効果ガスの排出抑制に努めること。また、廃棄物の発生を抑制し、リサイクルの推進や適正処理及び環境負荷の低減に配慮した物品等の調達に努めること。

## 3 管理業務の範囲及び具体的内容

(1) 指定管理者が行う管理業務（以下「指定管理業務」という。）は次のとおりとし、具体的内容は別添「桶川市体育施設指定管理者業務仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおりとする。

① 施設の運営に関する業務

a 貸出業務

本施設の利用申込みに対して、条例や規則に基づいて行う利用の許可、変更及び許可の取り消しに関する業務

b 料金徴収業務

利用許可証の発行にかかる、利用料金の收受、又は利用料金の減免及び還付の業務

② スポーツ振興事業に関する業務

a 指定業務

本施設の設置目的の範囲内で、教育委員会が仕様書で業務内容を指定し、指定管理者が利用料金、利用者から徴収する実費相当の料金、指定管理料等を充当して実施する業務

b 提案事業

本施設の設置目的の範囲内で、指定管理者が利用料金、利用者から徴収する実費相当の料金、指定管理料等を充当して実施する事業

③ 施設の維持管理

施設を快適に利用してもらうために行う維持修繕、各種設備点検、サービス向上のための改修など

④ その他業務

a 災害時の施設維持管理への協力

b 各種報告（利用人数・利用料金など）等に関する業務

c その他教育委員会が必要と認める業務

(2) 対象外の業務

① 大規模修繕

② 本施設の目的外使用許可に係る業務

(3) 人員配置

上記(1)の事業については、次の人員を最低限配置すること。

業務内容	基本人員配置	内専門職等
① 施設の運営に関する業務	別紙 1 及び別紙 2 の人事配置基準を参考にすること	運動全般に関する公的資格を有する者 1名
② スポーツ振興事業に関する業務		運動全般に関する公的資格を有する者 1名 トレーニング室指導員 1名
③ 施設の維持管理		知識・経験のある者 1名
④ その他業務		運動全般に関する公的資格を有する者 1名
⑤ 防火管理者	上記常勤職員から 1名定めること	

#### (4) 自主事業

指定管理者は、指定管理業務の実施を妨げない範囲において、次の要件を満たす事業を企画提案し、あらかじめ教育委員会の承認を得た上で、事業を実施することができる。なお、事業の性質により施設の目的外使用の許可を得ることが必要な場合は、教育委員会と協議する。

- ① 本施設の設置目的に合致し、施設の利用促進又は利用者のサービス向上につながる事業であること。
- ② 指定管理者が事業の実施及び運営主体であること。
- ③ 指定管理者の費用負担で実施するものであること。
- ④ 事業実施後に指定管理者による原状回復が可能なこと。
- ⑤ 第三者に損害を与えた場合の損害賠償など、当該事業の実施に伴う責任を指定管理者が負うものであること。

#### 4 管理に要する経費

##### (1) 利用料金に関する事項

- ① 本施設の利用料金は指定管理者の収入とする。
- ② 利用料金は、別添「桶川市体育施設設置管理条例別表」及び別添「桶川市体育施設管理規則別表」に掲げる額の範囲において、指定管理者があらかじめ教育委員会の承認を得て定めることができる。
- ③ 指定管理者は、桶川市体育施設設置管理条例（昭和 63 年条例第 1 号）第 19 条及び桶川市体育施設管理規則（平成 3 年教委規則第 1 号）第 10 条に基づき、利用料金を減額し、又は免除するものとする。
- ④ 利用料金及び自主事業の利益の還元に関する提案等

各年度の利用料金収入額が、指定管理者が見込んだ当該年度の利用料金収入額を上回る実績があった場合及び自主事業収入額が同事業を実施するために要した費用の額を超えた場合、当該超過額の還元等について、提案することができる。

##### (2) 指定管理料

指定管理料については議会の議決により変動する場合がある。

指定管理料の支払方法等は、各年度の予算の範囲内で、市と指定管理者が締結する協定によって定める。

- ① 指定管理料は、指定管理業務に係る人件費、事業運営費、施設維持管理費、物品の購入に要する費用、事務費、一般管理等、指定管理者が行う本業務の実施に直接的・間接的に必要と見込まれる総費用に、見込まれる利用料金収入額及び提案事業の実施により利用者から徴収する実費相当の料金を充当しても、なお必要な費用の額とすることを基本とする。このことは、指定管理者に剰余金（利益）が生じることを妨げるものではない。

※光熱水費は市が負担するものとし、指定管理料には含めないものとするが、節



約・省エネルギーに努めること。

- ② 本業務に必要な備品は、資料5「桶川市体育施設物品一覧」にある物品を教育委員会から指定管理者に無償貸与する。また、貸与しない物品で指定管理者が準備する物品については、指定期間中の事業展開を想定の上、見積もりを行い、市と協議すること。これは、指定管理期間終了後、市の所有となることによる。
- ③ 業務に必要なパソコン・プリンター及びインターネット接続費用等は、指定管理者が用意すること。
- ④ 資料3「体育施設利用件数及び利用人数」を参考に利用者数等を勘案の上、年間の見込まれる利用料金収入額を算定すること。

※ 大規模改修工事等で施設が閉館等する期間がある場合は、市と指定管理者との協議により協定書に定めることとする。

- ⑤ 指定管理料（総額）の上限額は、27,800万円（税込）とする。

### (3) 行政財産使用料

自動販売機を設置する場合は、市が指定管理者に対し、行政財産目的外使用許可を行い、指定管理者は市に対し、行政財産使用料を納付する。

なお、一定の台数については、事前に指定管理者と市が協議の上、設置場所を決定するものとする。

また、上記以外の台数は指定管理者が自動販売機を設置する事業者を選定し、設置場所、選定方法等について、指定管理者と市が協議の上、決定するものとする。この場合、自動販売機の設置により指定管理者が得られる収入（販売手数料）の一部については市に還元するものとし、還元割合は、10%～50%の範囲で提案するものとする。

### (4) 管理口座と区分整理

本事業にかかる収入及び経費については、独立した口座で管理すること。

## 5 指定管理者の指定の予定期間

令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

6 指定管理者と市とのリスク分担の考え方

協定締結に当たり、桶川市が想定するリスク分担の主な例は次のとおり。これは帰責事由が不明確になりやすいものについて、基本的な考え方を示したものである。

種 類	内 容	負担者		
		桶川市	指定管理者	
物価変動リスク	人件費、物価の変動に伴う経費の増減		○	
金利変動リスク	金利の変動に伴う経費の増		○	
法令変更	施設管理、運営にかかる法令変更	(協議)	(協議)	
税制度の変更	消費税率及び地方消費税率の変更 (指定期間を通して、消費税等は税率10%で算定してください。なお、指定期間中に消費税等の税率が引き上げられた場合については、関係経費について確認の上、必要額を見直すこととします。)	(協議)	(協議)	
	法人税(法人住民税を含む)率の変更		○	
	上記以外で、施設管理、運営に影響を及ぼす税制変更	(協議)	(協議)	
	上記以外の場合		○	
周辺地域・住民及び施設利用者への対応	地域との協調		○	
	施設管理、運營業務内容に対する住民及び施設利用者からの反対、訴訟、要望への対応		○	
	上記以外	○		
第三者への賠償 ※1	市の指示による内容に対する苦情、要望等	○		
	管理上の瑕疵等指定管理者の責めに帰すべき事由により損害が生じた場合		○	
	上記以外の場合	○		
施設、設備、備品等の修繕・購入 ※2	経年劣化によるもの	1件当たり執行予定額100万円以下の修繕又は購入等	○	
		1件当たり執行予定額100万円を超える修繕又は購入等	○	
	第三者の行為から生じたもので相手方が特定できないもの	1件当たり執行予定額100万円以下の修繕又は購入等		○
		1件当たり執行予定額100万円を超える修繕又は購入等	○	

	天災、暴動等による施設の損傷 (市、指定管理者 いずれの責にも よらないもの)	1 件当たり執行予定額 1 0 0 万円以下の修繕又は購入等		○
		1 件当たり執行予定額 1 0 0 万円を超える修繕又は購入等	○	
	管理上の瑕疵によるもの			○
	施設の設計・構造上の瑕疵によるもの		○	
事業の中止・変更・延期	災害等不可抗力によるもの（休業補償割合は別に定める）		○	
	市の責任によるもの（休業補償割合は別に定める）		○	
	指定管理者の責任によるもの			○
業務内容の変更	市の指示による業務内容変更による経費の増		○	
	上記以外のもの			○
盗難、紛失	利用者から収受した金銭、利用者等の所有物の盗難、紛失			○
事業終了	事業終了時の原状復帰に係る経費			○
引継ぎ	業務引継ぎに係る経費			○

※1 指定管理者に帰責事由がある運営管理上の瑕疵により損害が生じた場合においても、市が加入している「全国市長会市民総合賠償補償保険」（以下「市加入保険」という。）の対象とするが、以下の事由に該当する場合は、指定管理者が独自に損害賠償保険に加入し、指定管理者による損害賠償の履行を確保するものとする。

ア 市加入保険では、賄えない補償があると市が判断する場合

イ 市加入保険の支払限度額を超える補償があると市が判断する場合

ウ 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項及第 4 項に基づき、市が指定管理者に自治体業務として行わせる業務以外に指定管理者が独自に事業を行う場合

※2 上記のリスク分担の範囲内において、指定管理者が施設等の計画的な修繕や重要備品の購入を負担する場合は、あらかじめ市と指定管理者が協議を行い、事業計画書等で当該費用に充てることとしている予定額等を勘案して、必要な箇所、内容、実施時期等を決定するものとする。

また、緊急を要する場合や、指定管理者が自ら提案して経費を負担するなど特別な理由がある場合は、その都度、市と指定管理者が協議の上、実施することとする。

施設等修繕契約については、利用者の安全確保や緊急やむを得ない場合を除き、指定管理者は修繕の実施方法や契約内容等を市に事前に報告し、修繕実施後は修繕記録(写真)の提出をした上で、履行場所において市職員の確認を受けること。

なお、契約金額が軽易なもので、修繕記録等により適正な検査を実施できるとして、

あらかじめ仕様書で指定しているものについては、履行場所における検査を省略する場合がある。

#### 7 業務の継続が困難になった場合における措置に関する事項

- (1) 指定管理者は、指定管理業務の継続が困難となった場合又はその恐れが生じた場合には、速やかに教育委員会に報告しなければならない。
- (2) 指定管理者の責めに帰すべき事由より適正な施設管理が困難となった場合又はその恐れがあると認められる場合、教育委員会は、指定管理者に対して改善勧告を行い、期間を定めて改善策の提出及び実施を求めることができる。この場合において、指定管理者が当該期間内に改善することができなかつたときには、教育委員会は指定管理者の指定を取り消すことができる。
- (3) 指定管理者が教育委員会の指示に従わないときや指定管理者の財務状況が著しく悪化するなど指定管理業務の継続が困難と認められる場合は、教育委員会は、指定管理者の指定を取り消すことができる。
- (4) 上記(2)又は(3)により指定管理者の指定が取り消され、指定管理者の債務不履行による損害が教育委員会に生じた場合には、当該指定管理者は、教育委員会に対し賠償の責めを負うこととする。
- (5) 教育委員会又は指定管理者の責めに帰することができない事由により指定管理業務の継続が困難となった場合には、教育委員会と指定管理者は、指定管理業務の継続の可否について協議する。

#### 8 物品等の帰属及び管理

物品等については、前述の「指定管理料」に記載のあるものとし、教育委員会の考え方は以下のとおりとする。

なお、現在の本施設が保有する物品については、資料5「桶川市体育施設物品一覧」を参照すること。

##### (1) 物品等の帰属

- ① 備え付けの物品等や教育委員会が購入し、委任した物品等については教育委員会に帰属する。
- ② 指定管理者が指定管理料で購入した物品等は教育委員会に帰属する。
- ③ 教育委員会が貸与する物品等が経年劣化等により本業務の実施の用に供することができなくなったときは、教育委員会との協議の上、当該物品等と同等の機能及び価値を有するものを購入し、又は調達するものとする。この場合の当該物品等は、教育委員会に帰属する。
- ④ 指定管理者は、故意又は過失により貸与された物品等を毀損し、又は滅失したときは、教育委員会と協議の上、必要に応じて教育委員会に対しこれを弁償し、又は自己の費用で当該物品等と同等の機能及び価値を有するものを購入し、若しく

は調達するものとする。この場合の当該物品等は、教育委員会に帰属する。

- ⑤ 施設及び教育委員会に帰属する物品等を修繕した場合、その修繕部分は教育委員会に帰属する。
- ⑥ 指定期間中に業務の必要に応じ、指定管理者が自らの費用で購入した物品等、又は持ち込んだ物品等については、指定管理者に帰属するものとし、教育委員会の物品等と区別がつくように管理し、指定期間終了後は指定管理者が引き取るものとする。

#### (2) 物品等の管理

指定管理者は、教育委員会に帰属する物品等については、桶川市財産規則（昭和 39 年規則第 9 号）に基づき管理するものとする。

#### (3) 物品等の処分

- ① 指定管理者は、桶川市財産規則に定められた備品台帳等を備えてその保管にかかわる備品を整理し、購入及び廃棄等の異動について随時、教育委員会に報告しなければならない。
- ② 指定管理者は教育委員会に帰属する物品等で処分等の異動があったときは、その都度、教育委員会に報告し、承認を得なければならない。

#### (4) 物品等現在高の報告

指定管理者は、教育委員会に帰属する物品等について、各年度 3 月末の台帳現在高と照合の上、指定された日までに教育委員会に報告しなければならない。

### 9 申請資格

#### (1) 団体であり、団体又は代表者が次の項目に該当しないこと。

- ① 破産者で復権を得ない者
- ② 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定により、本市における一般競争入札等の参加を制限されている者
- ③ 指定管理者の責めに帰すべき事由により、本市又はその他の地方公共団体から、指定管理者の指定の取消を受けたことがある者
- ④ 最近 3 年間の法人税、法人市民税、消費税、地方消費税等を滞納している者
- ⑤ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）及び民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）による更生及び再生手続開始の申立がなされている者等経営状態が著しく不健全である者

#### (2) 事務所の所在地が埼玉県内であること。

#### (3) 同種業務で 5 年以上の業務実績があること。

#### (4) 暴力団又は暴力団に関係している団体でないこと。

- ① 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 7 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
- ② 暴力団又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。以下同じ。）若しく

は暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団の構成員等」という。）の統制の下にある法人その他の団体

- ③ その代表者等（法人にあってはその役員（非常勤を含む。）及び経営に事実上参加している者を、その他の団体にあってはその代表者及び運営に事実上参加している者をいう。）が暴力団の構成員等である法人その他の団体
- (5) 桶川市議会議員、市長、副市長、地方自治法第180条の5第1項及び第3項に規定する委員会の委員(教育長及び監査委員を含む。)及び指定管理者の候補者の選定の審査に關与する市の職員又はこれらの者の配偶者が、役員等に就任している法人等でないこと。ただし、委員会の委員及びそれらの配偶者については、管理する公の施設の業務がそれぞれの委員等の職務に關するものでないときは除く。
- (6) 労働保険(雇用保険・労災保険)及び社会保険(健康保険・厚生年金保険)に加入していること。
- (7) 労働基準監督署から是正勧告を受けていないこと(仮に受けている場合には、必要な措置の実施について労働基準監督署に報告済みであること。)
- (8) 消費税の適格請求書等保存方式(インボイス制度)における適格請求書発行事業者として登録を受けた団体であること。
- ※ 共同事業体の構成員として応募する団体は、単独で、又は他の団体の構成員として応募することはできない。
- ※ 共同事業体で応募する場合、(2)及び(3)については、構成員のうち最低1団体がそのすべてを満たすこと。この場合、該当団体が代表者となるものとする。なお、その他の条件は、構成団体すべてが満たしている必要がある。

## 10 申請の際に提出すべき書類

- (1) 桶川市体育施設指定管理者指定申請書(桶川市体育施設管理規則第2条)
- (2) 申請者に関する書類
- ① 団体概要
- ② 定款、寄付行為、規則その他これらに類する書類
- ③ 申請する日の属する事業年度の事業計画書及びその前年度の事業報告書
- ④ 法人の登記簿謄本(全部事項証明書)
- ⑤ 法人にあっては、申請書を提出する日の属する事業年度以前直近3年間の法人税、法人市民税、消費税、地方消費税等の納税証明書又は税の未納がないことを証明できる書類、若しくは納税義務がない場合はその旨を記載した申立書
- ⑥ 申請書を提出する日の属する事業年度より前の直近3年間の法人税申告書(決算書及び勘定科目明細含む。)
- ◇株式会社(上場企業の場合) 有価証券報告書一式
- ◇株式会社(非上場企業(上場企業の子会社等で非上場の場合を含む。))
- ・ 法人税申告書一式(貸借対照表、損益計算書、キャッシュフロー計算書を含む)

- ・ 今後の資金繰り表(作成している場合)

◇その他法人等

- ・ 計算書類一式(収支計算書、正味財産増減計算書、貸借対照表、財産目録等)

上記のほか、外部の会計監査人による監査報告書(監査を受けている場合)

- ⑦ 類似業務の実績に関する書類
- ⑧ 法人等の現在の組織及び職員体制に関する書類
- ⑨ 役員の氏名、性別、生年月日、住所を記載した書類

※申請資格の確認の際、暴力団等に該当していないことの確認のため、団体名及び団体所在地と併せて埼玉県警察本部に照会します。

- ⑩ 共同事業体の場合、構成員、責任の範囲等を定めた協定書等
- ⑪ 共同事業体の場合、市との協定、支払金の請求等に係る代表者への委任状等
- ⑫ その他必要な書類等

(3) 業務に関する書類

- ① 事業計画書
- ② 事業計画書概要版
- ③ その他必要な書類

1 1 選定の基準

応募者から出された書類により、以下の基準で審査を行います。

	評価	ウェイト	満点
1 市民の平等な利用が確保できるものであること。			(20点)
指定管理者としての適性			
① 法令を遵守し、公平性を維持する考え方と方策を持っているか	1～5	2	10点
② 利用者ニーズに対応できる体制となっているか	1～5	2	10点
2 事業計画書の内容が、施設の効用を最大限に発揮させるとともに、管理に係る経費の縮減が図られるものであること。			(105点)
(1) 施設の設置目的の達成に向けた取組み			
① 施設の設置目的にあった理念・運営方針を持っているか	1～5	2	10点
② 施設の設置目的を効果的・効率的に達成できる事業計画が提案されているか	1～5	2	10点
③ 施設の設置目的にあった広報活動に関する提案がされているか	1～5	1	5点
(2) サービス向上に向けた取組み			
① 「自主事業」の企画が優れ、施設の効用を最大限に発揮する内容となっているか			
ア サービス向上のための具体的提案	1～5	1	5点
イ 独自性・独創性・実現性	1～5	1	5点
ウ 熱意・意欲	1～5	1	5点
② 「提案事業」の企画が優れ、施設の効用を最大限に発揮する内容となっているか	1～5	2	10点
③ 施設の利用率を向上させる提案がされているか	1～5	2	10点
(3) 指定管理業務に係る経費			
① 余剰金に対する提案がされているか	1～5	2	10点
② 経費の縮減をするための提案がされているか	1～5	1	5点
③ 経費縮減によってサービス低下を招いていないか	1～5	2	10点
(4) 収支計画			
① 収支の計画が適正か（料金設定や市負担分とのバランス）	1～5	2	10点
② 収支の計画が実現可能か（申請の内容が実施できるだけの費用が計上されているか）	1～5	2	10点
3 事業計画書の内容に沿った管理を安定して行う能力を有するものであること。			(75点)
(1) 管理運営体制			
① 経営が安定しており、施設管理を継続的・安定的に行う能力を有しているか	1～5	3	15点
② 施設及び類似施設の管理運営に実績があるか	1～5	3	15点



③ 施設の安全管理への配慮が具体的になっているか	1～5	2	10点
④ 緊急時の対応など危機管理体制が講じられているか	1～5	1	5点
(2) 職員体制			
① 施設の管理を行うに当たり適切な人員配置がなされているか	1～5	2	10点
② 職員の教育・研修の実施など資質向上の提案がされているか	1～5	2	10点
(3) 情報セキュリティ			
情報公開、情報セキュリティ体制及び個人情報の保護に関する法律への対応について十分な配慮があり、必要な措置を講ずる提案がされているか	1～5	2	10点
合 計 点			200点

※1 評価については5段階評価（5：大変優れている、4：優れている、3：普通である、2：劣っている、1：大変劣っている）で行う。

※2 最低制限点数は60%。公募により応募が1団体しかない場合でも、最低制限点数に満たない場合は、再度募集を行う。

## 1.2 募集手続

### (1) 申請書類等の受付

① 受付方法 持参又は郵送

② 受付場所 桶川市教育委員会生涯学習・スポーツ推進課

〒363-8501 桶川市泉一丁目3番28号

電話番号 048-788-4972 FAX 048-786-5043

③ 受付期間 令和5年8月3日（木）から

令和5年8月17日（木）まで

郵送の場合は期日必着

持参の場合の受付時間は平日の午前8時30分から午後5時まで

### (2) 募集に関する問い合わせ

質問書により、令和5年7月20日（木）から令和5年7月21日（金）までの間、上記担当課に直接、FAX又はEメール。

質問に対する回答は、令和5年7月28日（金）までに、桶川市ホームページに掲載する予定。

FAX：048-786-5043

E-mail：sports@city.okegawa.lg.jp

### (3) 現地説明会の実施

次の日程で説明会を開催する。事前に電話で申し込むこと。

令和5年7月14日（金）午前9時から

### (4) プレゼンテーション及びヒアリング

申請内容等を確認するために、申請者によるプレゼンテーションの機会を設けるとともにヒアリングを実施する。

詳細は別途、申請者に通知する。

(5) 指定管理者指定の日程について（予定）

令和5年8月17日（木）	申請受付終了
令和5年10月	指定管理者候補者選定
令和5年10月下旬	結果通知
令和5年10月下旬	指定管理者候補者の同意確認
令和5年12月	指定管理者指定議案提出
令和5年12月	指定管理者指定議案議決
令和6年1月	指定管理者の指定
令和6年3月下旬	協定の締結
令和6年4月1日	施設管理開始

(6) 留意事項

- ① 提出書類は、以下の要件を満たすものを提出すること。
  - (ア) 提出部数は、「10 申請の際に提出すべき書類」の要件を満たしたものを正本1部・副本7部、全ての申請書類の電子データ（Word形式、Excel形式、PDF形式のいずれか）を保存したCD-Rを1枚提出とする。
  - (イ) 用紙サイズは、パンフレットを除き、原則A4判とする。やむを得ない場合は、A3判をA4判の大きさに折ったものも可とする。
  - (ウ) 両面複写可。
  - (エ) 副本は、原本を複写したもので可。
  - (オ) 縦型綴じとする。
  - (カ) 提出書類一覧表を各ファイルの目次としてセットすること。
  - (キ) 提出書類一式を「10 申請の際に提出すべき書類」の順番にフラットファイル等に綴り、ページ番号を付し、書類ごとにタックインデックス等を付し、書類の種類が判別できるようにすること。  
また、団体任意の表紙・背表紙（団体名入り）を付すこと。
- ② 応募者は、応募書類の提出をもって、当該応募要項の記載内容を了承したものと  
する。
- ③ 次に該当する場合は失格とする。
  - (ア) 募集要項に定める手続を遵守しない場合
  - (イ) 応募書類に虚偽の記載がある場合
- ④ 応募に関する費用負担は、応募団体の負担とする。
- ⑤ 応募書類は一切返却しない。  
また、団体が提出する書類の著作権は、それぞれの作成団体に帰属するが、市民等への説明責任を果たす観点から、必要に応じ、提出書類の一部又は全部を公開する  
場合がある。
- ⑥ 応募を辞退する場合は「桶川市体育施設指定管理者指定申請辞退届」を提出する

こと。

- ⑤ 応募者の団体等の名称、採点結果及び指定管理料提示額については、桶川市ホームページにて公表する。
- ⑧ 指定管理者候補者が市議会の議決を経るまでの間に、指定管理者として指定することが著しく不相当と認められる事情が生じた場合は、指定しないことがある。
- また、指定管理期間開始日までの協議の過程において指定管理業務の実施が困難であることが明らかになった場合は、指定を取り消す場合がある。
- なお、上記の場合において、当該施設に係る業務及び管理の準備のために支出した費用については、一切補償しない。

### 1.3 協定

議決を経て指定管理者として指定された場合、実際の管理に当たっては、市と指定管理者は以下の内容等について協定を締結する。協定は指定期間中の包括的な事項を定めた基本協定と、各年度の実施事項を定めた年度協定を締結する。

#### (1) 基本協定

- ・ 協定期間
- ・ 業務の範囲（インボイス制度への対応を含む）
- ・ 秘密の保持
- ・ 個人情報の取扱
- ・ 情報公開に関する事項
- ・ 権利義務の譲渡の禁止
- ・ 備品類の取扱
- ・ 指定管理料及び利用料金
- ・ 管理業務の調査等
- ・ 事業報告書等の提出
- ・ 損害賠償及び不可抗力に関する事項
- ・ 指定の取消及び業務停止に関する事項
- ・ 引継ぎに関する事項
- ・ 危険負担に関する事項
- ・ 原状回復義務
- ・ 災害時の施設維持管理への協力に関する事項
- ・ その他必要と認める事項

#### (2) 年度協定

- ・ 事業計画の内容
- ・ 指定管理料の額、支払時期
- ・ その他必要と認める事項

## 1.4 その他

### (1) 障害者・高齢者の雇用について

指定管理者についても障害者及び高齢者の雇用に努めること。また、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(平成 25 年法律第 65 号)第 10 条及び附則第 4 条の規定に基づき、市が定めた「障害を理由とする差別の解消推進に関する対応要領」を踏まえ、市が提供することとされている障害者に対する合理的配慮に留意するものとする。

### (2) 市内事業者の活用

指定管理者が実施する修繕等の発注、物品又は役務の調達に当たっては、適正な履行の確保を図ることができる範囲において、原則として市内に本店を有する企業や障害者就労施設等を活用することとする。

### (3) 既存臨時職員の雇用について

現在、桶川市体育施設の指定管理者となっている公益財団法人桶川市施設管理公社の臨時職員について継続して雇用するよう努めること。

ただし、給与等处遇面については、新しい指定管理者の規程によるものとする。

### (4) 施設の安全確保

指定管理者は、消防法（昭和 23 年法律第 186 号）第 8 条第 1 項の規定に基づき、多数の者が出入りし、勤務等する防火対象物の管理について権限を有する「防火管理者」を定め、防火設備の維持・管理など防火管理上必要な業務を行うこと。

### (5) ごみの搬出について

指定管理施設から搬出されるごみは「事業系ごみ」となるため、ごみを搬出する際は指定管理者が廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）に基づいて適正に処理するとともに、廃棄物の発生抑制、資源の有効活用に努めること。

### (6) 事業報告等について

指定管理者となった場合は、毎年度業務終了後 30 日以内に事業報告書を提出すること。また年度途中にも、業務報告、利用者アンケート、自己診断によるモニタリングを行うとともに、随時、市による立入検査・事情聴取を行う。

### (7) インボイス制度への対応

インボイスの発行に伴い、発行したインボイスの保存等の新たな事務も発生します。インボイスの詳細は、国税庁ホームページの「インボイス制度」をご覧ください。

### (8) 指定の取消等について

上記モニタリング等の結果、指定管理者の業務が仕様書に定める水準に達していないと認められる場合、市は是正や改善等必要な指示を行う。

その指示に従わない場合など、指定管理者の責めに帰すべき事由により管理を継続することが適当でないと認めるときは、指定を取り消したり、期間を定めて業務の停止を命ずることがある。（その場合、指定管理者に損害が生じても市は賠償しない。）

(9) 指定期間の満了・取消しによる引継ぎ

指定期間満了等により指定管理者が変更となる場合には、次期指定管理者との間で引継ぎを行う。施設・設備については原状回復を原則とするが、市と指定管理者の協議により、現状をもって明け渡すことも可能とする。

(10) 人権への配慮について

指定管理者は、指定管理業務を行うにあたり、人権を最大限に尊重するよう努めるものとする。

1 5 問合せ先

桶川市教育委員会生涯学習・スポーツ推進課スポーツ推進係

〒363-8501 桶川市泉一丁目3番28号

電話番号 048-788-4972 FAX番号 048-786-5043

Eメールアドレス [sports@city.okegawa.lg.jp](mailto:sports@city.okegawa.lg.jp)